

会則一部改正の要旨

1 趣旨

専門部会としての女性部は、各支部における女性部長、女性副部長から成り、その中から女性部総会において女性部会長等役員を選任している。女性部の活動は理事である各支部長と連携し一体として活動していることから、現在のように専門部会としては役員を選任も困難である上、女性部総会の開催や予算を割り当てて、その執行をする必要性が認めがたいことから必要的設置ではなく、設置可能と変更する。

2 改正内容（松山南交通安全協会会則改正（案）参照）

(1) 専門部会の改正（第2条第3項）

「専門部会として女性部会を置く。ただし必要に応じて青年部会、高齢者部会等を置くことができる。」を

「必要に応じて次の専門部会を置くことができる。」

- (1) 女性部会
- (2) 青年部会
- (3) 高齢者部会

と改正

(2) 役員（理事）について（第7条第1項(5)）

「理事 支部長及び女性部会長に相当する人員」を

「支部長に相当する人員」

と改正

(3) 役員（理事）の選任及び職務（第8条第4項）

「理事は支部長及び女性部会長とする。」を

「理事は支部長とする。」

と改正